第六十四条中「前三条」を「第九十二条第二項又は前二条」に改め、同条を第九十五条とする。
第六十三条中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第九十四条とする。
第六十二条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「を受けた者」を「、計画の認定又は第七十二条第一項の認定を受けたとき。」に改め、同条第二号中「又は第十四条第一項」を「、第十四条第一項、第四十四条第三項、第七十四条第一項又は第七十五条第一項」に「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「又は第四十七条第一項」を「、第四十八条、第六十七条第一項又は第七十六条第一項」に「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「又は第四十七条第二項」を「、第六十七条第二項又は第七十六条第二項」に「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「又は第四十九条第一項」を「、第五十四条第一項、第六十九条第一項若しくは第七十八条第一項」に「、又は」を「、若しくは」に「した者」を「し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。」に改め、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条を第九十三条とする。
第六十一条を削る。
第六十条を第九十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第十一章　罰則

第九十二条　第二十九条第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
２　第三十五条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十九条の見出しを「（省令への委任）」に改め、同条中「ため」の下に「の手続その他この法律の施行に関し」を、「は、」の下に「国土交通省令・厚生労働省令又は」を加え、同条を第九十条とする。
第五十八条中「単に」を削り、同条を第八十九条とする。
第五十七条を第八十七条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第十章　雑則

（国土交通大臣の権限の委任）
第八十八条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。
第五十六条を第八十六条とし、第五十三条から第五十五条までを三十条ずつ繰り下げる。
第五十二条の見出しを「（支援協議会及び地域住宅協議会等の連携）」に改め、同条中「組織された」を「置かれた」に、「の規定により地域住宅協議会が組織されている」を「に規定する地域住宅協議会又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議、介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議、障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議その他の住宅確保要配慮者が日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う会議（以下この条において「地域住宅協議会等」という。）が置かれている」に、「地域住宅協議会等は」を「地域住宅協議会等は」に、「相互に連携を図るよう」を「住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に」に改め、同条を第八十二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第九章　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

第五十一条第一項を次のように改める。
地方公共団体は、単独で又は共同して、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会（社会福祉法第十章第三節に規定する社会福祉協議会をいう。）その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下この条及び次条において「支援協議会」という。）を置くように努めなければならない。
第五十一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
２　支援協議会は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供、民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものとする。
第五十一条を第八十一条とする。
第五十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「第四十一条第二項又は第四十五条から第四十七条まで」を「第六十一条第一項若しくは第二項又は第六十五条から第六十七条まで」に改め、同項第二号中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項又は第三項」に改め、「債務保証業務規程」の下に「又は残置物処理等業務規程」を加え、「を行った」を「又は残置物処理等業務を行った」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項又は第四十八条」を「第六十四条第四項又は第六十八条」に改め、同項第四号中「第四十条各号」を「第五十九条第一項各号」に改め、同項第六号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
都道府県知事は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。
一　第五十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。
二　不正な手段により指定を受けたとき。
第五十条を第七十条とし、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

（支援法人による都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案）
第七十一条　支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、都道府県に対し、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る都道府県賃貸住宅供給促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
２　前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
３　前二項の規定は、市町村に対する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成又は変更の提案について準用する。この場合において、第一項中「基本方針」とあるのは、「基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている場合にあっては、都道府県賃貸住宅供給促進計画）」と読み替えるものとする。

第七章　認定家賃債務保証業者

（認定家賃債務保証業者の認定）
第七十二条　家賃債務保証業者は、国土交通省令で定めるところにより、その行う住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務（以下「家賃債務保証業務」という。）が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を受けることができる。
一　認定住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まないものであること。
二　前号に掲げるもののほか、家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る契約の締結の条件として、当該住宅確保要配慮者の親族その他国土交通省令で定める関係者の連絡先に関する情報の提供を求めないものであること。
三　前二号に掲げるもののほか、家賃債務保証業務の実施方法が住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。